

機密情報保持契約書（NDA）の締結について

◇機密情報保持契約書（NDA）

ShowNet Sponsorship Programにご参加いただくにあたり、事前に「機密情報保持契約書(NDA)」に署名ください。

機密情報保持契約書(NDA)をご提出いただけない場合、ShowNet Sponsorship Programにご参加いただけませんので、ご注意ください。

なお、ShowNetに関わるすべての企業様の提出が必須となりますので、協力会社やサポートの方にもご提出をお願いします。

◇契約プラットフォーム(DocuSign)

NDAの締結にはDocuSignというツールを利用させていただきます。

◇締結の流れ

事務局よりコントリビュータリーダ宛にNDA締結のお願いのメールが送信されます。

メールの案内に従い、DocuSign上でご希望の締結区分に該当する方が署名してください。

【締結区分】

①会社名での締結の場合

適用範囲：会社全体

署名者：会社の責任者

②部署名での締結の場合

適用範囲：締結部署

署名者：部署の責任者

※部署での締結の場合は所属社員の内、ShowNetに参加される方の名簿一覧をご提出ください。

③個人での締結の場合

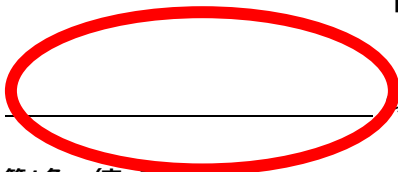
適用範囲：個人のみ

署名者：本人

【問い合わせ先】

問合せ先：shownet@f2ff.jp

「ShowNet」参加に関する機密情報保持契約書



以下「参加者」という)と株式会社ナノオプト・メディア(以下「事務局」という)との間において以下の内容の契約を締結する。

第1条 (定義)

- 「展示会」とは、2025 年 3 月 1 日から同年 6 月 13 日の間、幕張メッセ及び国際会議場において開催される Interop Tokyo 2023、及び同時開催展であるデジタルサイネージジャパン 2025、AI Japan 2025、画像認識 AI Expo 2025、その他株式会社ナノオプト・メディアが同期間中に同会場にて開催するイベントを指す。
- 「参加者等」とは、上記「参加者」、「ShowNet」の一部もしくは全てに参加する、法人、団体もしくは個人をいう。
- 「開示者」とは、「機密情報」を開示する者をいう。
- 「ShowNet」とは、以下に参加者等が「機密情報」を「事務局」に技術その他サービスを提供する「ShowNet」に関する情報を含む。準備期間、開催期間及び事後処理期間

 - ShowNet NOC (ネットワークオペレーションセンター)
 - STM (ショーネット)
 - ShowNet Sponsorship Program

- 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団及びこれらに準ずる者、次に掲げる行為をする者並びにその他の反社会的な団体及び個人をいう。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - 風説の流布、偽計又は威力を用いて第三者の信用を棄損し又は第三者の業務を妨害する行為
 - 暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する行為
 - 上記に準ずる行為

第2条 (守秘義務)

- 「ShowNet」は、「参加者等」および「事務局」がお互いの機密を持ち合って開示してはじめて成立するものである。「参加者」は、本契約期間中に「機密情報」を「開示者」の承諾を得ることなく利用、使用及び開示してはならない。「事務局」は、ShowNet のために必要な最低限の範囲を超えて複製してはならない。「機密情報」とは「展示会」での「ShowNet」に関する情報のうち以下に該当するものをいう。
 - 「参加者等」が公に公開していない事実
 - 「ShowNet」における相互接続試験内容
 - 技術的な実装や解釈の違いにより相互接続が出来なかった事実と、そのすべての情報
 - 「ShowNet」にて得た他社の情報
 - 自社以外の不具合情報
 - ミーティングや事前検証期間中など、「参加者等」自身が「機密情報」であることを書面上に明記して開示された場合または口頭で宣言した場合の情報
- 「機密情報」について以下に該当するときは前項を適用しない。
 - 公知、公用の事実・情報
 - 「開示者」以外の「参加者」が独自に開発した情報
 - 「開示者」以外の第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に入手した事実・情報
 - 開示の時点で既に「参加者」が保有していた事実・情報
 - 「ShowNet」が開示する別表に定める事実・情報
 - 「機密情報」に扱った「参加者」の記憶に留まるアイデア、コンセプト、ノウハウおよび技法

3. 「事務局」は、「参加者」を除く、他の「参加者等」との間で本契約と実質的に同条件の機密情報保持契約を締結するとともに、当該「参加者等」に対して当該機密情報保持契約に定める守秘義務を遵守させる

4. 「参加者等」は、当該有体物を開示した者の明示的な書面による承認がない限り、他の「参加者等」から提供されるサンプル、試作品、ソフトウェアその他の有体物について、当該他の「参加者等」の明示的な書面による承認がない限り、「ShowNet」のために必要な最低限の範囲を超えてリバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイルを行ってはならない。

第3条 (機密情報の使用・管理)

参加者は、善良なる管理者の注意をもって機密情報を厳重に監視するとともに、機密情報を使用する関係当事者に対して、本契約に定める機密保持義務を遵守させるものとする。

第4条 (契約期間)

本契約の存続期間は 2025 年 3 月 1 日から 2025 年 6 月 13 日までとする。本契約が期間満了、解除等により終了した場合といえども、第 2 条守秘義務期間は 2026 年 2 月末日まで有効に存続するものとし、第 6 条乃至第 8 条の規定は対象事項が存在する限り、なお有効に存続するものとする。

第5条 (機密情報の返還・廃棄)

第 4 条に定める契約期間後、参加者は直ちに機密情報を廃棄しなければならない。なお、事務局が求めた場合、参加者は事務局に対し機密情報を廃棄した旨の証明書を提出しなければならない。

第6条 (協議事項)

本契約書に定めのない事項及び本契約の解釈に疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い「事務局」と「参加者等」における協議の上、円満に解決を図るものとする。

第7条 (免責事項)

「事務局」の責めに帰することのできない理由により、「参加者」と「参加者等」の間で紛争が生じた場合には、当事者間で解決を図るものとし、「事務局」は両者に対して損害賠償責任を一切負わないものとする。但し、かかる紛争が本契約に基づき参加者から開示された機密情報を「参加者等」が漏洩したことに直接起因するものである場合、「事務局」は参加者の求めに応じ、紛争の早期解決のために合理的な範囲で協力する努力義務を負うものとする。

第8条 (合意管轄)

本契約に関し、「事務局」と「参加者」の間で紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

第9条 (反社会的勢力)

- 1. 参加者及び「事務局」は、自ら、自らの取締役、執行役その他の役員、業務執行者若しくは無限責任を負う社員又は自らを実質的に支配する者が、現在若しくは過去 5 年間に おいて、反社会的勢力でなく、反社会的勢力と資本関係、業務関係、取引関係、交友関係その他の関係がないことを表明保証し、かつ、将来にわたって、反社会的勢力となら ず、反社会的勢力と資本関係、業務関係、取引関係、交友関係その他の関係がないようにすることを誓約する。
- 2. 参加者及び「事務局」（以下「違反当事者」という）が前項に違反した場合、相手方は、いかなる責任も負うことなく、本契約を直ちに解除することができるとともに、それに起因 又は関連して生じた損害の賠償を違反当事者に請求することができる。

本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、参加者・事務局記名捺印の上、各 1 通を保有する。（個人の場合は、捺印の代わりに自署又は記名した PDF ファイルの送信にて代 用可）

(住所)

(参加者)

(印)

(個人の場合は、自署又は記名した PDF ファイルの送信にて代用可)

(事務局)

(参加者の欄の記入)

- 1) 会社で締結の場合は「会社名」と「会社の責任者の署名」
- 2) 部署で締結の場合は「会社名と部署名」と「部署の責任者の署名」
- 3) 個人で締結の場合は「参加される方の署名」

別表「ShowNet」参加に関する機密保持契約書 第 2 条 2 項の⑤に該当する項目

項目	内容
(住所の欄の記入) 1) 会社もしくは部署で締結の場合は会社の住所 2) 個人で締結の場合は所属会社の住所、もしくはご自宅の住所	
トラフィック情報等	及びその他各種機器から取得した情報等をグラフ化した統計情報のうち、「ShowNet NOC (ネットワーク・オペレーション・センター) チーム」が「広報用」「公開用」と明示した情報
写真・ビデオ	1. 「参加者」が「事務局」と「開示者」の撮影許可を得て撮影した写真・ビデオ及び、「ShowNet NOC(ネットワーク・オペレーション・センター) チーム」が「広報用」「公開用」と明示した写真・ビデオ